

## 平成 31 年度 高校教員 15 年次相当研修講座実施要項

- 1 趣 旨 中堅教諭等資質向上研修（旧 10 年経験者研修）を修了し、県立高等学校の主幹教諭、教諭及び任用の期限を附さない講師（以下、「教諭等」という。）として、15 年次相当に達した者に対し、各学校における相応の経験を踏まえ、信頼される学校づくりを推進する上で中核となる教員としての資質を高め、時代の変化に対応し得る実践的指導力の向上を図る。
- 2 主 催 兵庫県教育委員会
- 3 対象者 平成 31 年 4 月 1 日現在、県立高等学校の教諭等として勤務している者で、中堅教諭等資質向上研修（旧 10 年経験者研修）を修了し、以下のいずれかの条件を満たす者
  - (1) 平成 17 年度に初めて教諭等として採用（本県及び他都道府県・市、国立並びに私立学校を含む。以下同じ。）されて 15 年目を迎えた者
  - (2) 平成 18 年度から平成 20 年度に初めて教諭等として採用されて 12 年目、13 年目、14 年目を迎えた者のうち受講を希望する者
  - (3) 平成 16 年度以前に初めて教諭等として採用されて高校教員 15 年次相当研修講座又は 15 年次高校教員研修講座を修了していない者なお、以下の者は対象者から除く。
  - (1) 昨年度までに高校教員 15 年次相当研修講座を修了した者
  - (2) 本県及び他都道府県・市、国立並びに私立学校における教諭等としての勤務期間が 15 年を過ぎて、本県高等学校教諭等として採用された者
  - (3) 養護教諭
- 4 内 容 対象者は、兵庫県教員資質向上指標に基づき、次の研修より 1 日を選択して受講する。
  - ・ 県教育委員会本庁関係課が実施する職務研修及び担当者研修
  - ・ 県立教育研修所が実施する教職員研修（選択研修）、研究発表会
  - ・ 県教育委員会事務局地方機関が実施する研修
  - ・ 市教育委員会が実施する研修、研究発表会（市立高等学校教員のみ）
  - ・ 県高等学校教育研究会が実施する教科等部会研修会
- 5 費 用 研修中の必要経費として、食費等の実費を研修の受付時に徴収する。
- 6 その他 この要項に定めるものの他、必要な事項については県立教育研修所長が別途定める。